

公 告

このたび、東広島市の一部を地域とする県営土地改良事業(ため池等整備事業魚ヶ池地区)の事業施行申請にあたり、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第85条の2第2項の規定による公告をしたいので、法第85条の2第5項において準用する法第85条第6項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業の計画の概要書は次により縦覧に供するので、意見のある者は令和7年11月25日までに東広島市長へ意見書を提出されたい。

令和7年11月4日

東広島市長 高 垣 廣 徳



1 縦覧期間

令和7年11月4日(火)から令和7年11月25日(火)まで

2 縦覧場所

東広島市役所

3 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市産業部農林整備課

(2) 意見書の提出期限

令和7年11月25日

(3) 意見書の提出上の注意

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- ③ 提出していただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。

1 . 土地改良事業計画の概要

土 地 改 良 事 業 計 画 概 要 書

（ 魚 ヶ 池 地 区 ）

た め 池 等 整 備 事 業
東 広 島 市

土地改良事業計画概要書

第1章 目的

本ため池は、東広島市豊栄町大字吉原一帯の農地をかんがいするため池である。R5年度詳細診断により、地震時における堤体法面の安定性が確保されていない結果となっており、堤体決壊の危険にさらされている。さらに、堤体の余裕高と洪水吐の流下能力の不足、堤体天端の一部陥没も見られ、本ため池は早急な改修を要する。

本ため池の整備を行うことにより、その安全性とため池の持つ本来機能である農業用水の確保を図る。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在及び地積

所 在	東広島市豊栄町大字吉原						
地 積 (ha)	田	畑	山林 原野	その他	5条6項	5条7項	計
	14.4	—	—	—	—	—	14.4

2. 地域の現況

(1) 地形

本地域は、東広島市の北東部に位置し、江の川水系に属す標高 378～414mに広がる農振農用地区域である。

(2) 土質及び土壌

ため池周辺の基盤地質は、中世代白亜紀後期高田流紋岩類流紋岩-デイサイト溶結凝灰岩が分布している

(3) 気象

本地域は、瀬戸内気候に属しており、比較的湿度が安定し年間を通した降水量が少ないのが特徴である。年間平均気温は 15.9℃、年間総降雨量は 1,574.1 mmである。

(4) 水利状況

本地域の主要な水源となっているが、一部陥没が見られ貯水できない状況にあり、ため池本来の農業用用水施設としての機能を十分に果たしていない状況である。

(5) 営農状況

区 分	農家 戸数	内 訳		耕地 面積 (ha)	一戸当り耕地面積	
		販売農家 (戸)	自給的農家 (戸)		販売農家 (ha)	自給的農家 (ha)
東広島市	5,303	2,967	2,336	3,227	0.94	0.18
受益地	35	20	15	14.4	0.64	0.12

※受益地の農家戸数に対する内訳は2020 農業センサスの統計データ(東広島市)による販売農家数と自給的農家数の比率により案分する。

(6) 地域環境の概要

東広島市の北東部に位置し、江の川水系に属す標高 378～414mに広がる農振農用地区域である。受益地は、豊かな自然と集落が融合する地域である。

第3章 基本計画

1. 工事計画の内容

地区名	種類	数量及び規模
魚ヶ池	堤体	前法面：布製型枠、張芝 1:1.8 後法面：法先ドレーン、張芝 1:1.8
	洪水吐	側水路式 流入幅 L=8.7m
	取水施設	斜樋工（緊急放流施設兼用）：塩ビ管 φ 300mm コンクリート巻き L=3.2m 底樋工：プレキャスト底樋管 φ 600mmL=13.6m
	仮設工	1 式

2. 環境への配慮

環境調査により確認した保護すべき種となる環境省・広島県の絶滅危惧種・準絶滅危惧種は以下のとおりである。

保護すべき種として 11 種(トノサマガエル、ニホンアカガエル、オオミズスマシ、ガムシ、ミユキシジミガムシ、タベサナエ、サクラバハシノキ、スズタ、ヒナザサ、

ツクシクロイヌノヒゲ、オオミズゴケ）が発見された。オオミズスマシ、ガムシ、ミユキシジミガムシ、スズタ、ヒナザサ、ツクシクロイヌノヒゲは山側の氾濫域周辺に設置する仮貯水池に一時的に避難させる。他の種については本事業での影響は少ないと考えられる。

駆除対象となる特定外来生物・人為的移入種については、ウシガエルが発見された。下流への拡散を防止するため、落水の前後に捕獲駆除を行う。

第 4 章 管理の要領

本事業に造成された施設は、土地改良財産等の譲与に関する条例（昭和 42 年 7 月 3 日条例第 36 号）に基づき東広島市が譲り受け、市の財産管理規程等に基づき、適切に管理する。

ただし、日常の管理は受益者が行う。

第 5 章 費用の概算

¥ 210,000,000－（うち地方事務費分 ¥ 10,000,000－）

第 6 章 効用

（単位：千円）

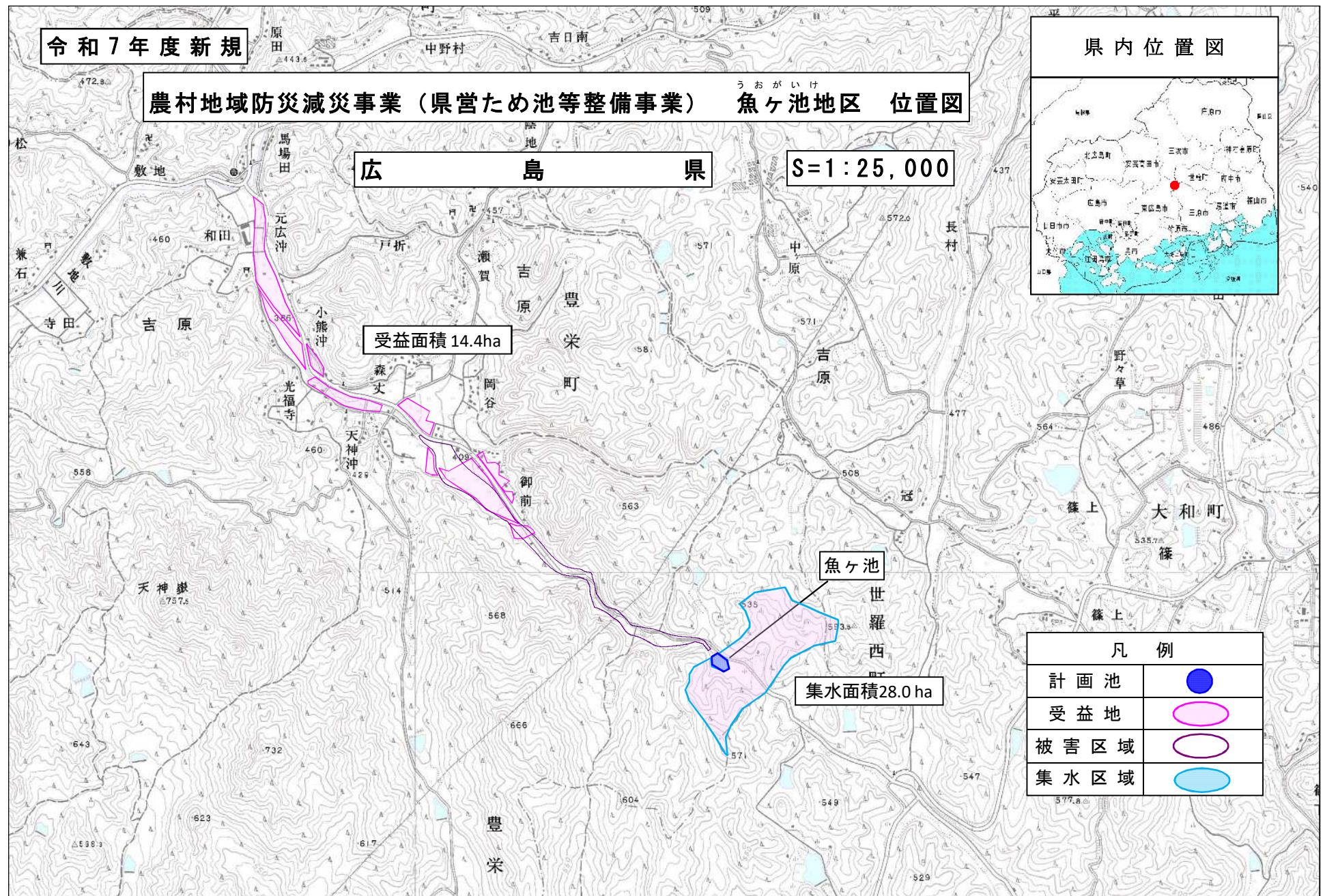
区 分	年総効果額	年増加農業所得額
<食料の安定供給の確保に関する効果> 維持管理費節減効果（農業生産）	△80	28
<農業の持続的発展に関する効果> 災害防止効果（農業関係資産）	7,125	3,589
<農村の振興に関する効果> 災害防止効果（一般資産）	1,034	－
<多面的機能の発揮に関する効果> 災害防止効果（公共資産）	54,056	－
計	62,135	3,617

第7章 他の事業との関係

該当なし。

第8章 計画概要図

別紙のとおり。



農村地域防災減災事業（県営ため池整備事業） 魚ヶ池地区

受益及び用水系統図

S=1:5,000

A 1 → A 4 縮小

受益面積 14.4ha

凡	例
計画池	
受益地	
用水路	

